質問第四九号平成二十六年十月三十一日提出

川内原発再稼働の是非に関する第三回質問主意書

提出者

鈴

木貴

子

川内原発再稼働の是非に関する第三回質問主意書

いて、 係とは言えないものであると考える。右と「前々回答弁書」 けての準備が進められていると承知する。その一方で、同月、 本年九月、 大変な被害が生じている。周辺に活火山群を有する川内原発においても、 運転再開の規制基準に合格した旨公表した。それを受け、 原子力規制委員会は鹿児島県薩摩川内市内にある九州電力川内原発の一号機並びに二号機につ (内閣衆質一八七第一一号)並びに 長野県と岐阜県の県境にある御嶽山の噴火が 政府部内においても、 御嶽山の噴火は決して無関 同原発の再稼 「前回答弁 働 に向

弁書」では「気象庁において起案し、…」とされているのみである。 か必ずしも明らかではない」という文言がある。 「前々回答弁書」 の中に、 御指摘 \bigcirc 『川内原発周辺の活火山群』 右の答弁を作成した者の官職氏名を問うたが、 及び 官職だけでなく、氏名も明らかにさ [調査] が具体的に何を指すの 一前 回答

晝

(内閣衆質一八七第三三号)を踏まえ、

再度質問する。

二 「前々回答弁書」では 去の噴火履歴等を検討し、 「九州電力は、 噴火の規模を噴出物の総体積に基づき指数化した火山爆発指数六以下の噴火を 川内原子力発電所周辺の火山について、地下のマグマの状況や過

れたい。

か。 考慮しても、 とは出来なかった。 であるが、 力の見解を、原子力規制委員会が妥当とすることを、政府として支持することは適切ではないのではない と判断している。」とされている。しかし、 右の問いに対し、 川内原発周辺で活火山噴火が起きた際、政府として万全だと言いきれるか。 火砕流等による敷地への影響はないと評価しており、原子力規制委員会はこれを妥当である 川内原発周辺の活火山に関しては、右答弁にあるように「影響はない」とする九州電 「前回答弁書」では「先の答弁書でお答えしたとおりである。」とされているだけ 御嶽山の噴火を政府として予知し、 事前に避難を勧告するこ 言いきれるのであ

れば、 らの化石燃料への依存度が第一次石油ショック当時よりも高い状況にあること、また、こうした状況は、 不足が発生することはなかった。このような確かな過去の実績があるのにも関わらず、政府として原発の ら、二〇一一年の冬、そして二〇一二年、二〇一三年の冬と夏、そして本年の夏も、 年三月十一 再稼働を進めると考える理由は何かとの質問に対し、 「前々回答弁書」では、 その根拠を示されたい。 日の東日本大震災が起き、 政府として原発の再稼働を進める旨の答弁がなされている。 福島第一原発内において事故が発生した後、 「前回答弁書」では 「電力供給構造における海外か 我が国において電力 原発が停止されてか しかし、二〇一一

三

エネルギーコストの上昇と温室効果ガスの排出量の増大の原因となり、 我が国の経済 ・産業活動や地球温

暖化対策 への取組に深刻な影響を与えていること等を踏まえる必要がある。 」とされている。 現 在 の我が

玉 の電力供給構造が、 「我が国の経済・ 産業活動や地球温暖化対策への取組に深刻な影響を与えている」

とする根拠を具体的に示されたい。

兀 東日本大震災により深刻な事態が生じている福島第一原発にしても、震災が起きる前は誰もがその安全

性を疑わず、 稼働が続けられてきた。しかし、 実際には安全ではなかったこと、自然の力の前には全くの

無力であったことが明らかになっている。このことを踏まえるなら、 川内原発についても、 また他の停止

中の原発についても、 再稼働は行わず廃炉に向けた取り組みを進め、 代替エネルギーの確立に尽力するこ

とが、国民の生命と財産を守るべき政府の役割ではないのか。

右質問する。